

全子連安全共済会

2022.4 改訂



岡崎市子ども会育成者連絡協議会
安全共済会

<http://www.okakoren.net>

— は じ め に —

全国子ども会安全共済会のあらまし

全国子ども会連合会は、昭和47年以来都道府県・指定都市子ども会連合会と委託契約のもとに、全国子ども会関係者の相互扶助による見舞金制度である安全会をつくり、安全教育（学習）の充実とともに、万一の事故に備えてまいりました。また、安全会では、主催者の損害賠償を負担することは不可能であることから、昭和54年4月1日から、主催者側の法律上の損害賠償責任を負担することにより、被る損害をてん補する「子ども会賠償責任保険」制度を導入しました。

平成18年4月「改正保険業法」施行によりこれまでの共済事業を継続することが困難となったため、新たな制度共済の立法措置がなされた結果、平成23年12月に全子連安全共済会が文部科学省より認可され平成24年度より実施されることとなりました。

重要事項説明の義務

保険業法に基づき、加入時には「重要事項説明の義務」があります。
きちんと説明して、納得したうえで加入してもらうことが求められます。

※ 加入は任意ですが、岡子連としては、地域で安心して子ども会活動を行っていただけるよう入会をお願いしています。

安全共済会に加入できる方

1 子ども会会員

…幼児から高校年齢相当まで。加入時の年齢制限はありません。
(但し、幼児については保護者の同時加入が必要です。)

2 子ども会の指導者・育成者・ジュニアリーダー

…子ども会活動をお手伝いいただける方、全ての方々が対象です。

安全共済会掛金・会費

岡崎市から会費相当額の補助があるため、原則、各単位子ども会の負担はありません。

(注) 予算の枠を超えた場合は負担して頂く場合があります。

<参考>

一人あたり 年額 120 円

(内訳) 全国子ども会安全共済掛金…50 円 (10 月 1 日以降加入の場合…40 円)	} 70 円
全国子ども会連合会運営費…20 円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	
愛知県子ども会連絡協議会運営費…50 円	
(安全教育、共済金請求書作成、事前審査、名簿管理等の費用として)	

= 目 次 =

1. 制度概要	P 4
・ 共済金制度	・ 賠償責任保険制度
2. 加入手続き	P 5
・ 申込書類【4月1日付】	・ 会費
	・ 申込方法
	・ 年度途中の追加加入
3. 事故が起ってしまったら	P 6
・ すぐに用意するもの【単子代表者が作成】	
・ 事務局からケガをされた方に請求関係書類を送付	
4. 会員が引っ越したとき	P 7
・ 加入者が転出するとき	・ 加入者が転入してきたとき
	・ 所属変更時の会費
5. 賠償責任保険について	P 8
・ 事故発生時の対応	・ 自己負担額
	・ 保険金を支給できないもの
6. よくある質問	P10
・ 安全共済会全般	・ 賠償責任保険

記入例（よく使う書類）

・ 加入-11 加入申込書	P14
・ 加入-12 加入者名簿	P15
・ 加入-11 加入申込書（追加 加入の場合）	P16
・ 加入-13 年間行事計画書	P17
・ 加入者内訳名簿（岡崎様式第2号 代表幹事作成）	P18
・ 加入-21 変更届	P19
・ 請求-01 事故第一報報告書	P20
・ 子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》	P21
単子番号一覧表	P22
加入スケジュール表	P24

<問合せ先>

岡崎市役所 こども部 こども育成課（福祉会館3階）

〒岡崎市十王町2丁目9番地

電 話：0564-23-6820 FAX：0564-23-7292

メール：kodomokai@city.okazaki.lg.jp

1. 制度概要

※詳細は約款をご確認ください。

1-1 共済金制度

安全共済会会員が指導者（育成会員）の管理下における子ども会活動中に生じた「事故」、および子ども会活動の指導上に生じた「事故」を対象として共済金を支給する制度です。

◎対象となる活動

1	子ども会の活動計画に基づき、1人以上の指導者（20歳以上）又は育成会員の管理下にある活動
2	指定の集合場所及び解散場所から加入者の住所との通常経路の往復途中 （※賠償責任保険は対象外）
3	子ども会の活動計画を実施するための調査・準備（活動場所の下見、買い出し準備など）
4	子ども会の活動計画に基づく、子ども会の活動の一環として参加する各種研修会、研究会、及び会議など

◎共済金の種類・金額

1	医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度額 50万円）
2	死亡共済金	600万円
3	後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
医療共済金が支払われない場合 ・平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の期間の医療費 ・事故の発生日からその日を含めて180日経過後の医療費 ・医療共済金が1,000円以下の場合		

※その他、自動車の交通事故など対象外となる場合があります。詳細はパンフレット等でご確認ください。

1-2 賠償責任保険制度

子ども会活動中の事故により、会員や会員以外の第三者が死傷したり、その財物に損害を与えたことにより、単位子ども会の指導者・育成者等の主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

◎賠償責任保険 支払限度額

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円
財物賠償	1事故につき	1,000万円	免責金額 3,000円

◎支払われる保険金の種類

- ・損害賠償金（治療費、修繕費用等）
- ・損害の発生または拡大防止の費用
- ・応急手当、護送費用
- ・権利の保全、行使に必要な手続費用
- ・争訟費用 など

2. 加入手続き

2-1 申込書類【4月1日付】

名 称		様式番号	説 明 ・ 注 意 点
1	加入申込書 【記入例 P14】	加入-11	・ 加入時の年齢制限はありません。 （ただし、 幼児は保護者も加入が必要。同伴保護者 No.を記載する。 ） ・ 学生は学年を記載 ・ 幼児・育成者・指導者は必ず年齢を記載。
2	加入者名簿 【記入例 P15】	加入-12	31 人目からの名簿はこちらを使用。
3	年間行事計画書 【記入例 P17】	加入-13	・ 記載のない行事は保険対象外。 ・ 行事日も必ず記載する。（日程が決まっていない場合は未定で可） <u>※計画を変更する場合は、該当の行事開催前に、ブロック理事へ再提出</u>
4	安全共済会加入者 うちわけ名簿 【記入例 P18】	岡崎様式 第 2 号	<u>学区代表幹事</u> が学区で 1 枚作成

※ 提出前に必ずコピーを取り、保管しておいてください。

※ 訂正の場合は二重線で抹消し、申込書の会長印で訂正。（修正テープ、黒塗りは不可）

2-2 会費

岡崎市から会費相当額の補助があるため、原則、各単位子ども会の負担はありません。

（注）予算の枠を超えた場合は負担して頂く場合があります。

<参考>

会員 1 人あたり 年額 120 円

※ 10 月 1 日付け以降の加入者は年額 110 円

2-3 申込方法

申込書類を学区代表幹事経由でブロック理事へ提出

2-4 年度途中の追加加入

「1 加入申込書」を学区代表幹事経由でブロック理事へ【記入例 P16】

※ ブロック理事が書類を受け取った日に応じて、加入日が決まります。
（巻末の「加入スケジュール表」を参照。）

3. 事故が起きてしまったら

子ども会活動中に会員がケガをしてしまった場合、以下のとおり共済金の請求手続きをすすめていきます。

3-1 すぐに用意するもの【子ども会の代表者が作成】

◎提出書類

	名 称	様式番号	説 明 ・ 注 意 点
1	事故第一報報告書 【記入例 P20】	請求-01	
2	加入申込書（写し） ※申込時に作成したもの	加入-11 または 加入-12	・ 該当者が載っているページのみで可 ・ 該当者に赤で○をつける
3	年間行事計画書（写し） ※申込時に作成したもの	加入-13	・ 該当行事が記載されているか確認する （記載されていない行事は対象外） ・ 複数ページある場合は全て提出
※ 岡崎市市民活動総合補償保険の「 <u>事故報告書（傷害）</u> 」を併せて提出してください。			

◎提出方法・提出先

単位子ども会代表者が作成し、以下のいずれかの方法で岡崎市役所こども育成課まで提出する。

- ・ 持参 岡崎市役所福祉会館3階 こども育成課窓口
- ・ 郵送 〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所こども部こども育成課
- ・ Eメール kodomokai@city.okazaki.lg.jp
- ※ 開封確認を設定するなど、こちらへ届いたことを確認してください。
- ・ FAX 0564-23-7292

◎提出期限

事故発生日から 30 日以内

※事故発生後 30 日経過後に提出された場合、共済金が減額される場合があります。

3-2 事務局からケガをされた方に請求関係書類を送付

第一報報告書等が届き次第、事務局からケガをされた方に直接、共済金請求に必要な書類をお送りします。

◎単位子ども会代表者は、以下の2点をケガをされた方に必ず伝えてください。

1	後日、事務局から請求の書類が <u>ケガをした方に直接送付</u> されます。
2	<u>医療点数が記載された領収書</u> を必ず受け取って保管しておいてください。 共済金請求に必要です。（院外処方薬局も含む）
※ 岡崎市では市の助成により、中学生まで医療費の負担はありませんが、共済金の請求に医療点数の入った医療費領収書又は診療明細書が必要です。必ず窓口で請求してください。	

4. 会員が引っ越したとき

安全共済会に加入している者が転出したり、転入されてきた場合、単位子ども会代表者は、次のとおり手続きをおこなってください。

※ 変更届記入例【P19】を参照してください。

4-1 加入者が転出する場合

1	変更届（《共済様式》加入-21）の「転入者」の「氏名」や「旧会員 NO.」、「旧所属団体」等を記入する。
2	転出される方に変更届を渡し、転出先の子ども会へ提出するよう伝える。

4-2 加入者が転入してきた場合

◎転入者が変更届をもってきた場合

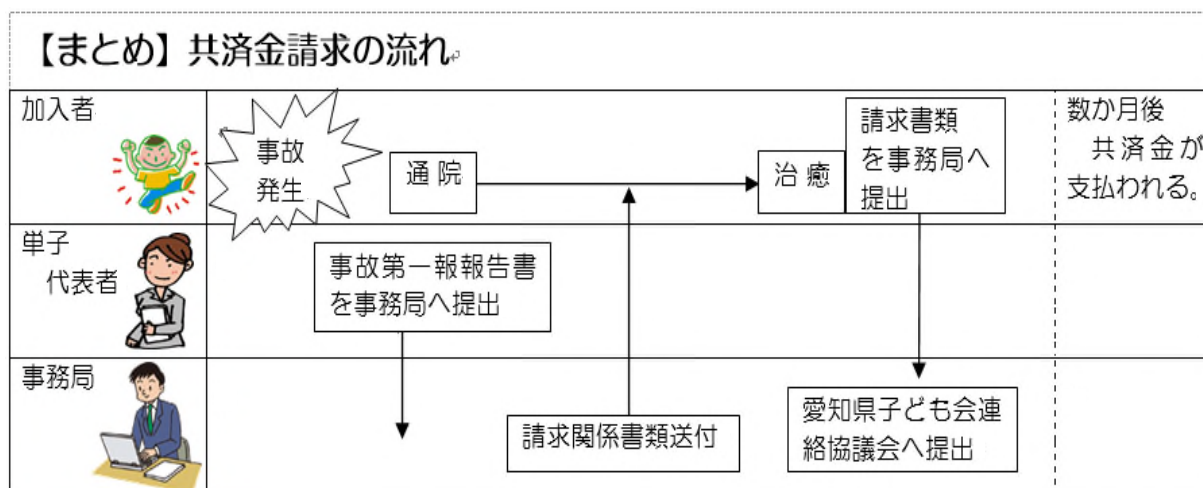
1	変更届（《共済様式》加入-21）の「単位子ども会名」や「転入者」の「新会員 NO.」等を記入する。
2	変更届を岡崎市役所こども育成課（福祉会館3階こども育成課窓口）に提出する。 ※郵送、FAXでの提出可

◎転入者が変更届をもってこなかった場合

- ・県内での転居の場合→変更届を記入し、岡崎市役所こども育成課に提出してください。
- ・県外からの転入の場合→岡崎市役所こども育成課（23-6820）にご相談ください。

4-3 所属変更の場合の会費

変更前の子ども会で安全共済会に加入している場合は、変更後の子ども会で改めて会費を支払う必要はありません。



5. 賠償責任保険について

子ども会活動中の事故により、会員や第三者の財物に損害を与えたり、死傷したりしたことにより子ども会役員等が法律上の賠償責任を負った場合に、その損害に対し支払われる保険です。

例) ソフト練習中にガラスを割ってしまった

ソフト練習中に打ったボールが通りかかった人に当たり、けがをさせてしまった など

5-1 事故発生時の対応

1	損害状況がわかるよう、現場の写真を撮影しておく。
2	対物の場合は、修理費用の見積もりをとるなど、被害金額を明確にしておく。
3	学区代表幹事、ブロック理事へ事故状況を伝える。
4	「子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》」を作成する。 【記入例 P21】 → 岡崎市役所こども育成課に提出する。

⇒ その後、保険会社の求める書類を順次提出していただくこととなります。

5-2 自己負担額

身体賠償の場合…自己負担額なし

財物損壊の場合…自己負担額 1,000 円

財物賠償の場合…自己負担額 3,000 円

※給付される保険金の額は「賠償責任額－自己負担額」です。

5-3 保険金を支給できないもの

- ・ 故意による事故の損害賠償責任
- ・ 子ども会活動に参加するまでの往復途中の事故の賠償責任
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償について特別な約定がある場合、約定により加重された賠償責任
- ・ 指導者及び育成者が自ら所属する子ども会の活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ・ 子ども会活動に参加している子どもの加害行為により、指導者及び育成者が被った身体障害に対する損害賠償責任（被害者が満 18 歳未満の場合を除く）
- ・ 主催者が所有、使用または管理する財物の損害に対する損害賠償責任
- ・ 自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、船などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ・ スポーツ中の事故（眼鏡の破損など）

平成 30 年度より

賠償責任保険の補償が拡大しました

建物と同時にその建物施設から借りた物が、新たに補償の対象となりました。

たとえば

公民館に備え付けのマイクを借用・使用中に、壊してしまった。
体育館のバレーボールネットを借用・使用中に、壊してしまった。

さらに

**外部からの借り物が補償の対象となりました。
その借り物は使用中だけでなく、搬送時も補償の対象となります。**

但し、借りた自動車は対象外です。

たとえば

運動会時に借りたテントを、壊してしまった。
祭り開催時に借りた山車を、壊してしまった。
廃品回収時に借りたリヤカーを、壊してしまった。

「外部からの借り物の補償」の支払限度は、全子連全体で年間累積 1,000 万円が限度。
(対物 1 事故につき免責 3,000 円)

請求時の手続きはいままでと変更はありません。

6. よくある質問

＜安全共済会全般＞

1 熱中症は対象となりますか？

医師により熱中症と診断されれば対象となります。

2 球技の練習中に見学者にボールが当たってケガをした場合は請求できますか？

ケガをした見学者が安全共済会の加入者なら請求できます。会員の兄弟等で子ども会の活動に同行することが多い場合は加入をお勧めします。

3 練習の休憩中に遊具で遊んでいてケガをした場合など、競技に関係ないところでのケガは対象となりますか？

対象となります。安全共済会では、活動に参加するため家を出るところから、行事を終えて帰宅するまでの傷病が対象です。

市民活動補償保険制度では、休憩中や行事会場への往復中など、直接行事内容に関係ないときにおきた傷病は対象外です。

4 市役所になかなか行けないのですが、FAX やメールでの提出可能な書類はありますか？

事故が起きた時に単子会長さんに提出していただく書類は、FAX、メール、郵送、窓口へ持参の方法をとっております。

ケガをした人が共済金を請求する場合に提出する書類は、不備・不足等を防ぐため、お手数ですが、こども育成課（市役所福祉会館3階こども育成課窓口）へお越しください。その際、印鑑をご持参ください。

5 院外薬局での調剤にかかる保険点数は対象となりますか？

対象となります。病院の領収書と一緒に提出してください。

6 治療のために装具を作ったのですが、装具作成費は対象となりますか？

医療共済金の対象となるのは、原則健康保険等の適用分のみですが、医師の指示による装具作成費は対象となる場合があります。装具作成費の領収書や医師の指示書等の写しを病院の領収書と一緒に提出してください。

7 行事の追加や変更があった場合の手続きを教えてください。

決まり次第、追加・変更後の行事計画書を作成しブロック理事へ提出してください。尚、行事計画書は、追加・変更をした状態の1年分の計画書を提出してください（全て差替え）。

8 もともとあった持病（腰痛など）が、練習等により悪化した場合は対象になりますか？

子ども会活動が原因で悪化した可能性があると医師の診断がついた場合は対象になる場合があります。対象となる場合に、医師の意見書など追加の書類の提出を求められることがあります。

9 KYTとは何ですか？何をすればいいのですか？

KYTとは、「危険予知トレーニング」の略です。安全に子ども会活動をすすめられるよう、活動内容にふさわしい注意事項を参加者に伝え、事故の防止に務めてください。

＜賠償責任保険＞

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。（全国子ども会連合会作成資料から抜粋）

Ⅰ こんな場合、対象になるの？

- 1 子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払い対象となるか？

子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。

- 2 ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車に当たり、ボンネットがへこんだ。修理代は出るか？

行事中における役員・指導者等（同居の親族を含む。別居の親族は含まない）の身体傷害・財物損害は対象外です。

- 3 子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？

平成30年度から追加契約した「受託者賠償責任保険（運送危険補償特約付帯）」の対象となります。祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたリヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。（1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払い限度額です。）但し、自動車は対象外となります。

- 4 学校のグラウンドを借りてソフトボールを行っていた際、グラウンドと同時に借用したネットを破損してしまった。補償の対象となるか？

平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。公民館で行事を行う際に、公民館から借りたマイク等も対象となります。

- 5 お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？

子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。

- 6 子ども会行事（廃品回収）のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象となるか？

借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償（対人・対物）は、その車についている保険（自賠責保険、自動車保険）で補償するため、安全共済会は対象外となります。

- 7 ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？また、スポーツ競技中以外でメガネが壊れた場合は対象か？

ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。

なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。

- 8 行事（サイクリング等）中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能か？

自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分のお支払いが対象となります。
追加の書類提出を求められることがあります。

- 9 子ども会活動にて待機中、子供同士がふざけあっていて途中から蹴り合い等の喧嘩に発展し、一方にケガを負わせた。指導者は片付けや準備に追われ、その場にはいなかった。請求はできるか？

子供同士でふざけていたのであれば、たんなるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。（その場に指導者がいなければなおのことです。）

- 10 子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子供にケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？

同一行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。

II 他に保険（共済）がついているけど・・・

- 11 子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険（スポーツ安全保険、コープ共済 等）にも加入している場合、どのようにすればよいのか？

事故報告時に、知りうる範囲で他保険分を報告してください（所定欄へ記入）。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報（連絡先等）を照会される場合もあります。支払対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。

また、保険の種類によっては、どちらかを代表として支払い、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。

なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額を超えることはできません（請求関係書類として“領収書の原本”の提出をご依頼しています）。

III 結局いくら払われるの？

- 12 保険会社から、子ども会が100%有責（支払対象）との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？

提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。まず、「損害額」を確定させます。修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。計算式としては、「損害額」×支払割合（例では100%）－免責額（自己負担額）＝支払額（保険金）となります。子ども会損害賠償責任保険の免責額（子ども会の自己負担額）は、対物損壊＝1,000円、対物賠償＝3,000円、対人0円／1事故となります。

支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します。

記 入 例

【よく使う書類】

加入申込関係

加入申込書	加入-11	P14
加入者名簿（31人目以降）	加入-12	P15
加入申込書（追加加入の場合）	加入-11	P16
年間行事計画書	加入-13	P17
加入者内訳名簿（代表幹事作成）	岡崎様式第2号	P18

所属・名前・代表者変更関係

変更届	加入-21	P19
-----	-------	-----

請求関係

事故第一報報告書	請求-01	P20
----------	-------	-----

※事務局から被害者に直接送付する書類については、記載を省略します。
単位子ども会代表者様から、被害者へお渡しいただく必要はありません。

賠償責任保険関係

子ども会賠償責任保険事故報告 《第一報》		P21
-------------------------	--	-----

記入例

岡崎市子ども会育成者連絡協議会 殿

本様式は、初回加入、追加加入に使用します。(9月までの金額例)

(市区町村等子連名)

< 加入申込書 >

(提出日) 年 月 日

追加の場合は丸を記入してください。
初回申込の場合は、新規となりますので、記入しないでください。

追加欄 ○

単位子ども会の場合は、会長の名前を記入してください。
団体の場合は、団体代表者(会長など)の名前を記入してください。

子ども会会員であるお子様の名前、学年を記入してください。

学 区 ・ 地 区 名 岡崎学区
(フ リ ガ ナ) オカザキコドモカイ
単 位 子 ど も 会 名 岡崎子ども会 「単位子ども会
番号一覧」参照
単 位 子 ど も 会 番 号 0-0-0
育 成 会 代 表 者 氏 名 岡崎 太郎 印
〒 444 - 0000 代表者の自署の
場場合は押印不要
連 絡 先 住 所 岡崎市岡崎町1丁目1番地
電 話 0564 - 00 - 0000
子 ども 会 会 長 氏 名 (小・中) 6 年 氏 名 岡崎 健一

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 20XX 年度分として申し込みます。

年度お忘れなく

< 加入者数 >

会 員	幼児	小学生	中学生 (内ジュニアリーダー)	高校生・高校年齢相当 (内ジュニアリーダー)	指導者・育成者	人数合計
人 数	2 名	10 名	(2 名)	(1 名)	8 名	23 名

< 共済掛金等 >

掛金等合計	70円×人数合計 (ただし、10/1以降加入の場合は60円×人数合計)	1,610 円
-------	-------------------------------------	---------

< 加 入 者 名 簿 1 > 1/ 1 ページ

No.	氏 名	性別	幼・小・中 高・育・指	学 年	同 護 伴 者 No.
1	岡崎 一男	男	幼	3	20
2	矢作 一美	女	幼	4	21
3	矢作 一郎	男	小	1	
4	岩津 一子	女	小	3	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ① 幼児 (年齢順 若い順)
② 小学生 (学年順 低学年→高学年)
③ 中学生 (学年順 低学年→高学年)
④ 高校生 (学年順 低学年→高学年)
⑤ 育成者、指導者 (順不同)
の順番で記入してください。

(入力の注意)

- ・エクセル作成の場合、漢字変換できなければひらがなでも構いません。
- ・性別は、「男」「女」で記入
- ・種別 (幼・小・中・高・育・指) は、「幼」「小」「高」「育」「指」の文字を記入します
- ・手書きの場合は該当の文字に○を付けます。

- 赤文字の箇所を記入してください。
- 名前の漢字・学年の間違いがないか確認
- 単位子ども会会長の印を押印してください。
- 記入後、コピーをとって保管してください。

加入者名簿2と合わせた総ページ数を

幼児は同伴保護者No. を記入してください。
※記入するのは保護者の「No.」です。

年齢については、4月1日時点の年齢を記入してください。
※誕生日が来て年齢が変わっても、再提出の必要はありません。

「育成者」
子ども会会員(子ども)の保護者。
「指導者」
保護者以外の大人の会員
(保護者以外で、監督・コーチなど特定の場面で子どもたちの指導をする立場の方を指します)

< 個人情報 >
本共済会
また、上
(センシ

します。
ります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報

2020.10改訂

記入例

(市区町村等子連名)

<加入者名簿2>

(提出日)

年 月 日

学 区 ・ 地 区 名

岡崎学区

単 位 子 ども 会 名

岡崎子ども会

単 位 子 ども 会 番 号

0-0-0

新規加入や追加加入で、加入者が31名以上となる
ときに、本様式を使用してください。

ページ番号を記入ください

2 / 2

No.	氏 名	性別	幼・小・中 高・育・指	学 年 年 齢	同 護 伴 者 No.
#	岡崎 次郎	男	育	#	
#	岡崎 三子	女	育	#	
#	岡崎 四男	男	育	#	
#	岡崎 五女	女	指	#	

幼児の場合、同伴保護者No. を記入してください。
※記入するのは保護者の「No.」です。
年齢については、4月1日時点の年齢を
記入してください。
※誕生日が来て年齢が変わっても、再提
出の必要はありません。

①幼児(年齢順 若い順)
②小学生(学年順 低学年→高学年)
③中学生(学年順 低学年→高学年)
④高校生(学年順 低学年→高学年)
⑤育成者、指導者(順不同)
の順番で記入してください。

「育成者」
子ども会会員(子ども)の保護者。
「指導者」
保護者以外の大人の会員
(保護者以外で、監督・コーチなど特定の場面で
子どもたちの指導をする立場の方を指します)

(入力の注意)
・エクセル作成の場合、漢字変換できなければ
ひらがなでも構いません。
・性別は、「男」「女」で記入
・種別(幼・小・中・高・育・指)は、「幼」
「小」「高」「育」「指」の文字を記入します
・手書きの場合は該当の文字に○を付けます。

記入要領は、<共済様式>加入-11
<加入者名簿1>と同じです。

□ 赤文字の箇所を記入してください。
□ 名前の漢字・学年の間違いがないか確認
□ 記入後、コピーをとって保管してください。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

2021.01改訂

(市区町村等子連名)

記入の注意は、新規加入と同じです

<共済様式>加入-11

【単位子ども会作成】

(提出日)

年 月 日

<加入申込書>

追加の場合は○を記入してください。

追加欄

単位子ども会の場合は、**会長の名前**を記入してください。
団体の場合は、**団体代表者（会長など）の名前**を記入してください。

子ども会会員であるお子様の名前、学年を記入してください。

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 20XX 年度分として申し込みます。

年度お忘れなく

<加入者数>

会 員	幼児	小学生	中学生 (内ジ ュニアードー)	高校生・高校年齢相当 (内ジ ュニアードー)	指導者・育成者	人数合計
人 数	1 名	1 名	(名)	(名)	2 名	4 名

< 共濟掛金等 >

年度当初の加入からの連番です。
この例では、次回追加の場合は、
83番から始まります

入 者 名 簿 1 > 1/ 1 ページ

83番から始まります

No.	氏名	性別	幼・小・中 高・育・指	学年 年齢	同 伴 保 護 者 No.
79	育成 一男	男	幼	3	81
80	育成 一美	女	小	2	81
81	育成 一郎	男	育	39	
82	育成 一子	女	育	38	

追加で申し込む総ページ数を記入

No.	氏名	性別	幼・小・中 高・育・指	学年 年齢	同 伴 保 護 者 No.
幼児は同伴保護者No. を記入してください。 ※記入するのは保護者の「No.」です。					
年齢については、4月1日時点の 年齢を記入してください。 ※誕生日が来て年齢が変わっても、 再提出の必要はありません。					
「育成者」 子ども会会員(子ども)の保護者。 「指導者」 保護者以外の大人の会員 (保護者以外で、監督・コーチなど特定の場面で 子どもたちの指導をする立場の方を指します)					
		男・女	幼・小・中 高・育・指		
		男・女	幼・小・中 高・育・指		
		男・女	幼・小・中 高・育・指		
		男・女	幼・小・中 高・育・指		
		男・女	幼・小・中 高・育・指		

**①幼児(年齢順 若い順)
②小学生(学年順 低学年→高学年)
③中学生(学年順 低学年→高学年)
④高校生(学年順 低学年→高学年)
⑤育成者、指導者(順不同)
の順番で記入してください。**

(入力の注意)

- ・エクセル作成の場合、漢字変換できなければひらがなでも構いません。
- ・性別は、「男」「女」で記入
- ・種別(幼・小・中・高・育・指)は、「幼」「小」「高」「育」「指」の文字を記入します
- ・手書きの場合は該当の文字に○を付けます。

□ 赤字の箇所を記入してください。

□ 各前の漢字・学年の間違いがないか確認

□ 赤文字の箇所を記入してください。

☐ 名前の漢字・学年の間違いがいないか確認

□ 単位子ども会会長の印を押印してください。

□ 記入後、コピーをとって保管してください。

＜個人
本共済
また、
(セン

ります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報

2020.10改訂

岡崎市子ども会育成者連絡協議会 殿

記入例

(市区町村等子連名)

(提出日)

年 月 日

20XX 年度＜年間行事計画書＞

新規	○
追加・変更	

(該当する方に○表 ください)

初回の提出なら「新規」、2
回目以降の提出なら「追
加・変更」に○を記入してく

学区・地区名 **岡崎学区**
(フリガナ)(**オカザキコドモカイ**)

単位子ども会名 **岡崎子ども会**

単位子ども会番号 **0-0-0**

加入申込書の会長名と同じ

代 表 者 名 **岡崎 太郎**

届 出 担 当 者 名 **※記入不要です**

全国子ども会安全共済会規程に基づき、単位子ども会年間行事計画書を提出します。

1. 活動・事業名

月	実施予定日	行 事 ・ 活 動 名	会 場	参加予定人数	備 考
4	8	新入生歓迎会	〇〇公民館	30 名	
5	5	ファミリーフェスティバル	中央総合公園	5	
5	8	ブロック講習会	〇〇小学校	5	
6	8, 9	ドッジボール大会	〇〇小学校	25	
7	7	七夕祭り	〇〇公民館	30	
7	25	学区球技大会	〇〇小学校運動場	30	準備7/24 予備7/25

- 子ども会の活動は、この年間行事計画書にすべて反映されなければなりません。
- 実施予定日が未定の場合は、「未定」と記入し提出してください。
日程が決まり次第、速やかに記入し、差し替え版としてブロック理事へ提出してください。
提出は、**すべての行事計画書を提出してください。**(全差し替え方式)
- 行が足りないときは、行を増やしても、複数枚にしてもかまいません。

12	24	クリスマス会	〇〇寺	25	

- ・定例会議などはここに記入します。
- ・詳細に記入してください。順延などもご記入ください。
- ・土日の期間と夏休みなどで、曜日が違う場合などもご記入ください。(記入例参照)

2. 日常定例活動 (日常の練習等を含む)

資源回収	毎月第4土曜日, 雨天順延
役員定例会議	毎月第3土曜日
ソフトボール フットベースボール	4月～9月の土曜, 日曜, 祝日。夏休み期間中は平日も実施

2019.12.01改訂

安全共済会加入者うちわけ名簿(学区用)

市町村子連名 **岡崎市** 〇〇〇 ブロック 〇〇〇 学区

18

記入例 変 更 届

転入者を受け入れる子ども会や、
変更があった子ども会で作成します。

(提出日)	年	月	日
団体名 (市区町村等子連名)	岡崎市子ども会育成者連絡協議会		
代表者名	(印)		

(提出日)	20XX	年	XX	月	XX	日
単位子ども会名	岡崎子ども会					
単位子ども会番号	0-0-0					
代表者名	岡崎一郎					
連絡先	0564	-	00	-	0000	

全国子ども会安全共済会規程に基づき、次のとおり変更届を提出いたします。

転入者があったときはここ

1. 転入届 (転入者を受け入れた子ども会が提出)

転入者	新会員NO.	氏名	性別	年齢	学年	転入月	旧会員NO.	備考
						月		
						月		
						月		
旧所属団体	市区町村等子連名							
	単位子ども会名	〇〇〇〇子ども会						
	単位子ども会番号	XX-XX-XX						

・受け入れる会員を記入します。
・新会員NO.は、加入申込書名簿の番号からの連番です。
さらに追加があれば、この変更届けの会員NO.の次の番号から採番してください。

旧所属の会員NO.および備考欄には「入金済」と記載

旧所属 (転出する子ども会) の子ども会名、単子番号を記入してください。

2. 名簿訂正

訂正する加入者	会員NO.	氏名	訂正内容	備考

・名簿の漢字間違いや、名字の変更など
・加入時の名簿の会員No., 氏名を記入
・訂正内容欄に、正しい内容を記入
(修正後の漢字や綴り, 年齢や学年の修正など)

3. 代表者変更 (新)

フリガナ	
代表者名	
連絡先 (住所)	〒
(TEL)	- -
変更日	年 月 日

新しい代表者を記入します

(旧)

フリガナ	
代表者名	
連絡先 (住所)	〒
(TEL)	- -

代表者変更はこの欄を使います。

〈個人情報の取り扱いについて〉
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特殊な非公開情報 (センシティブ情報) の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

事故が発生したら、まずは、この書類を提出してください。
 提出先：岡崎市役所こども育成課（福祉会館3階窓口、郵送、
 FAX：23-7292、E-mail：kodomokai@city.okazaki.lg.jp）
 添付書類：①加入申込書の写し（被害者の名前のあるページのみ）
 ②行事計画書の写し（複数ページある場合は全て）
 提出期限：事故日から30日以内

<共済様式>請求-01

被共済者番号
No. 0-0-0

単位子ども会番号は、別紙「単位子ども会番号一覧」をご参照ください。

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

（死亡・後遺障害・医療）

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

〔都道府県子連・指定都市子連へ提出〕

報告年月日 年 月 日

市区町村子連名 岡崎市子ども会育成者連絡協議会

地区・学区 ○○ブロック○○学区

代表者名

報告者名 ○○ ○○

連絡先 ○○○○（○○）○○○○

所属ブロック名、学区名です。

単子の代表者のお名前、連絡先です。印は不要です。

都道府県・指定都市子連受付

岡子連会長の名前です。

担当者	

事故内容

日付	○○年○月×日（△）	時刻	午後3時	天候	晴れ
被害者氏名	三河 一郎（男）・女 12歳6学年（幼・小・中・高・育・指）				
子ども会名	○○子ども会	子ども会番号	0-0-0		
行事名	ソフトボールの練習				
発生場所	○○小学校運動場				

事故の状況（原因・処置・経過・障害の状況など）

ソフトボールの守備練習中、フライを捕ろうとしたところ、チームメイトと交錯し転倒。
 着地時に右手を強くついてしまった。
 痛みがひどく、腫れてきたため、○○整形外科を受診した。

子ども会で安全に活動を実施するための指導を行った日を記入する。

KYTの実施状況	当日開始前に、事故防止の指導をした。	
都道府県指定都市子連確認欄	安全共済会加入確認	
	共済掛金入金確認	

KYT＝危険予知トレーニング

※空欄の場合は受理できません。必ず実施して下さい。

摘要

被害者住所：〒444-○○○○
 岡崎市○○町××番地
 被害者連絡先：0564-○○-○○○○

全国子ども会安全共済会加入：20XX年○○月○○日

被害者に書類を送付するため、被害者の住所、連絡先を記入してください。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

<共済様式>請求-01
事故第一報報告書

2018.10.01改訂

子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》

報告日： 年 月 日

対人・対物
(いずれか○)

主催者 (事故の責任が求められる子ども会)	団体名	〇〇子ども会		
	代表者名	育成 太郎		
	住所	岡崎市〇〇町〇〇番地		
	担当者			
	連絡先	0564-〇〇-〇〇〇〇		
(共催者があれば共催者名)				

次のとおり事故報告します。

事故日時	〇〇年 〇月 〇日 (〇曜日) 午前・午後 1時 30分頃
事故場所	〇〇小学校

＜事故を起こされた方＞

加害者 (甲)	所属子ども会名	主催子ども会と同じ 共催子ども会と同じ		
	住所	岡崎市〇〇町〇〇番地		
	氏名	〇〇 〇〇	男・女 12才 (他 0名)	TEL 0564-〇〇-〇〇〇〇
	他の賠償責任 保険加入有無	有 ☒ 無 ☐	保険名称 個人賠償(たんぼぼを含む) その他 ()	会社名

＜ケガをされた方・損害を被った方(被害者)(学校等の場合は学校名及び校長名)＞

被害者 (乙)	住所	岡崎市〇〇町〇〇番地 〇〇小学校		
	氏名	校長 〇〇 〇〇	男・女 57才	TEL 0564-〇〇-〇〇〇〇

＜事故の状況＞

事故発生状況	事故の発生原因・状況・結果など右欄に詳しく記入して下さい。 ①甲と乙は、事故のとき、何をしていましたか。 ②事故の原因は何ですか。 ③甲は乙に対してどのような損害を与えて賠償責任を負うに至ったのですか。 ④事故の後、どのような措置をとりましたか。		＜行事名： ソフトボール練習 ＞ ①球技大会に向けて〇〇子ども会でソフトボールの練習をしていた。 ②キャッチボールの最中、甲の投げたボールが大きくはずれてしまった。 ③はずれたボールが運動場にある倉庫のガラス窓に当たってしまい、破損させてしまった。 ④被害者に謝罪し、そのままでは危ないので、すぐに業者を連絡し、新しいガラスに交換してもらった。		
	事故の状況図・見取り図 事故場所の見取り図を記入してください。甲と乙、指導者、育成者の位置も記入してください。				
被害損害状況	対物	◎修理見積金額： 15,000 円 ◎修理者名・連絡先： 0564-〇〇-〇〇〇〇 △△ガラス店 ◎修理不可能な場合：破損物の購入年月、及び購入額＝ 年 月 円		対人	◎ケガの部位： ◎治療状況： 入院 通院 手術 ◎病院名・連絡先：

個人情報、子ども会賠償責任保険の引受の審査及び履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村子連／都道府県(指定都市)子連 等記入欄

市区町村子連名	
(校区・学区がある場合) 校区・学区名	
県(指定都市)子連名	
担当者名	

全子連処理欄

全子連管理No.	受付印
—	

賠償保険事故報告
＜第一報＞

中央ブロック				美河ブロック				竜南ブロック				常葉ブロック			
梅園学区				男川学区				羽根学区				井田学区			
	1	1	稲一	2	1	1	洞町	3	1	1	戸崎1区		1	1	井田1区
	1	2	稲二	2	1	2	大平西町	3	1	2	戸崎3区	4	1	2	井田2区
	1	3	稲三	2	1	3	丸山町	3	1	3	戸崎4区		1	3	井田3区
	1	4	稲五	2	1	4	めぐみ	3	1	4	戸崎5区	4	1	4	井田4区
	1	5	稲六	2	1	5	小美町	3	1	5	東山2区		1	5	井田5区
	1	6	稲七	2	1	6	大平上町	3	1	6	東山3区		1	6	井田6区
	1	7	梅一		1	7	東町	3	1	7	陣場		1	7	井田7区
	1	8	梅二		美合学区			3	1	8	北羽根第一		1	8	井田8区
	1	9	梅三	2	2	1	保母町	3	1	9	北羽根第二		1	9	井田9区
	1	10	東六供	2	2	2	岡町	3	1	10	羽根東	4	1	10	井田10区
	1	11	東六供北	2	2	3	岡二区	3	1	11	柱曙一区・二区	4	1	11	井田11区エンゼル
	1	12	六供新町	2	2	4	美合東	3	1	12	庄司田	4	1	12	井田12区
	1	13	東曙	2	2	5	美合西本町	3	1	13	柱曙3区		1	13	真伝1区
	1	14	久右エ門町	2	2	6	生田東	3	1	14	柱曙4区		1	14	真伝2区
	1	15	伝一		2	7	生田西	3	1	15	柱東本町		1	15	真伝3区
	1	16	伝二		緑丘学区			3	1	16	柱東本町4区		1	16	真伝4区
	1	17	門前町	2	3	1	平地中・西1区	3	1	17	柱東町	4	1	17	鴨田1区
	1	18	箱柳	2	3	2	緑1・2区		岡崎学区			4	1	18	稲熊4区
	根石学区				3	3	馬頭・緑丘3区	3	2	1	若松郷	4	1	19	みつばち
	2	1	小呂町		3	4	日清	3	2	2	若松栄1丁目		1	20	松橋
	2	2	南小呂	2	3	5	平地東	3	2	3	若松栄2丁目		1	21	真伝5区
	2	3	上中		3	6	平地西4区	3	2	4	若松栄3丁目		愛宕学区		
	2	4	中大門		3	7	平地西3区	3	2	5	若松栄4丁目	4	2	1	伊賀A
	2	5	中天神	2	3	8	平地西2区	3	2	6	針崎東	4	2	2	伊賀5
	2	6	中本	2	3	9	蓑川3区	3	2	7	針崎郷		2	3	伊賀6
	2	7	両町	2	3	10	つむぎ	3	2	8	柱郷	4	2	4	伊賀C
	2	8	若宮		生平学区				六名学区			4	2	5	西六供
	2	9	栄町		4	1	東部	3	3	1	六名南		2	6	六供本町
	2	10	朝日町		4	2	中部	3	3	2	久後崎		2	7	東能見
	2	11	東欠		4	3	西部	3	3	3	上六名1丁目		2	8	能見通り1丁目
	2	12	元欠		4	4	ちせいの里	3	3	4	上六名2丁目		2	9	能見中
	2	13	東中		秦梨学区			3	3	5	上六名3丁目	4	2	10	能見北
	2	14	根石中欠		5	1	秦梨南	3	3	6	明大寺葵		常磐南学区		
	2	15	西欠		5	2	秦梨北	3	3	7	上六名4丁目	4	3	1	常磐南
	2	16	中四		小豆坂学区			3	3	8	六名新町		常磐東学区		
	2	17	中五		6	1	美合大通	3	3	9	六名東町	4	4	1	米河内
	2	18	中七	2	6	2	小豆坂一区	3	3	10	向山町	4	4	2	大柳
	連尺学区			2	6	3	東山	3	3	11	三崎町	4	4	3	若葉
	3	1	八帖・八帖南町	2	6	4	戸崎6区	3	3	12	南明大寺		常磐学区		
	3	2	八帖北町		6	5	戸崎7区	3	3	13	六名本町1区	4	5	1	滝新町
	3	3	中岡崎町		6	6	不吹	3	3	14	六名本町2区	4	5	2	滝町
	3	4	板屋町		6	7	五本松一区	3	3	15	真宮町		下山学区		
	3	5	末広町		岡崎学区			3	3	16	明大寺本町		6	1	下山
	3	6	田町	3	2	1	若松郷		三島学区						
	3	7	城北町	3	2	2	若松栄1丁目	3	4	1	西明一区				
	3	8	材木町1丁目	3	2	3	若松栄2丁目	3	4	2	西明二・三区				
	3	9	材木町2丁目	3	2	4	若松栄3丁目	3	4	3	えきまえ				
	3	10	材木町3丁目	3	2	5	若松栄4丁目	3	4	4	吹矢町				
	3	11	魚町	3	2	6	針崎東	3	4	5	宮前				
	3	12	康生町	3	2	7	針崎郷	3	4	6	宮東1				
	3	13	南康生町	3	2	8	柱郷	3	4	7	宮東2				
	3	14	西康生町		竜美丘学区			3	4	8	学校東				
	3	15	本町		5	1	白鳥	3	4	9	東明北				
	3	16	八幡町		5	2	南ヶ丘	3	4	10	東明南				
	3	17	連尺通		5	3	平和学園	3	4	11	東明東				
	広幡学区				5	4	竜美新町	3	4	12	竜美旭町				
	4	1	松本町		5	5	竜美丘1区	3	4	13	山手				
	4	2	葵		5	6	竜美南	3	4	14	南明三区				
	4	3	日名中		5	7	大西	3	4	15	竜美西				
	4	4	井田西		5	8	三菱		竜美丘学区						
	4	5	福寿					3	5	1	白鳥				
	4	6	元能見南					3	5	2	南ヶ丘				
	4	7	日名本					3	5	3	平和学園				
	4	8	日名南					3	5	4	竜美新町				
	4	9	柿田					3	5	5	竜美丘1区				
	4	10	元能見北					3	5	6	竜美南				
	4	11	元能見中					3	5	7	大西				
	4	12	伊賀北中部					3	5	8	三菱				
	4	13	新井田												
	4	14	伊賀北西部												
	4	15	伊賀北東部												
	4	16	日名西北町												
	4	17	井田連合												

22

南ブロック				東海・額田ブロック				岩津ブロック				矢作ブロック			
福岡学区				竜谷学区				恵田学区				矢作東学区			
5	1	1	清水		1	1	桑谷		1	1	恵田	8	1	1	矢作一区
5	1	2	玉川		1	2	中		1	2	駒立町	8	1	2	矢作二区
5	1	3	高須		1	3	竜泉寺		1	3	花園	8	1	3	矢作三区北
5	1	4	高田		1	4	後山		1	4	花園第二	8	1	4	矢作三区南
	1	5	市場		藤川学区				奥殿学区			8	1	5	矢作四区
5	1	6	仲町		2	1	市場		2	1	桑原		1	6	矢作四区南
5	1	7	対屋		2	2	藤川台		2	2	上奥殿	8	1	7	矢作五区
5	1	8	西八町		2	3	西町		2	3	中奥殿	8	1	8	北本郷
5	1	9	永井		2	4	養川一区・新町		2	4	下奥殿	8	1	9	暮戸
5	1	10	萱園		2	5	中町		2	5	日影	8	1	10	中園東
5	1	11	上地1区		2	6	さくらヶ丘		2	6	川向町	矢作北学区			
5	1	12	上地2区		山中学区				2	7	宮石	8	2	1	舩越町
	1	13	上地3区		3	1	羽栗		2	8	桂野	8	2	2	東大友町
	城南学区				3	2	山綱		2	9	香山	8	2	3	西大友町
5	2	1	城南		3	3	池金		2	10	香山北	8	2	4	中園町
	2	2	上和田団地		3	4	中柴		細川学区			8	2	5	橋目本町
5	2	3	羽根		3	5	舞木西	7	3	1	花園	8	2	6	森越町
5	2	4	上和田		3	6	舞木東	7	3	2	さくら台	矢作西学区			
	2	5	羽根北新町		本宿学区			7	3	3	県道	8	3	1	宇頭第1
5	2	6	江口		4	1	上衣文町	7	3	4	岩脇奥山田	8	3	2	宇頭第2
5	2	7	天白		4	2	大鶴	7	3	5	細川住宅		3	3	宇頭第3
	六ツ美中部学区				4	3	中町		3	6	奥山田	8	3	4	宇頭第4
5	3	1	上青野町		4	4	棚田		3	7	仁木川越	8	3	5	西本郷第1
5	3	2	在家町		4	5	栄町	7	3	8	仁木町	8	3	6	西本郷第2
5	3	3	本郷		4	6	鉢地町	7	3	9	北斗台	矢作南学区			
5	3	4	下青野町		4	7	東町	7	3	10	細川中下	8	4	1	渡上
5	3	5	高橋町		4	8	西町	7	3	11	緑陽台	8	4	2	大和第一
5	3	6	上合歓木		4	9	緑町		大樹寺学区			8	4	3	大和第二
5	3	7	下合歓木		豊富学区			7	4	1	鴨田2区	8	4	4	上
5	3	8	福桶町		5	1	豊東	7	4	2	鴨田3区	8	4	5	筒針
5	3	9	坂左右町		5	2	豊西	7	4	3	鴨田4区	8	4	6	中
5	3	10	上三ツ木町		5	3	豊南		4	4	鴨田5区	8	4	7	松葉
5	3	11	下三ツ木町		5	4	豊中	7	4	5	鴨田6区	北野学区			
	六ツ美北部学区				5	5	鳥川		4	6	鴨田7区	8	5	1	北野東
5	4	1	下和田町		千万町・宮崎・大雨河			7	4	7	鴨田8区	8	5	2	北野南
5	4	2	野畑町		6			7	4	8	鴨田9区	8	5	3	北野西
5	4	3	土井町		夏山学区			7	4	9	鴨田南町	8	5	4	北野中部
5	4	4	牧御堂町		7	1	夏山	7	4	10	百々1区	8	5	5	橋目東
5	4	5	井内町		形埜学区				4	11	百々2区	8	5	6	橋目西
	六ツ美南部学区				8	1	形埜	7	4	12	百々3区	8	5	7	小針

【令和4年度 全国子ども会安全共済会 加入スケジュール表】

年度 2022

《入会申込方法》

- ① 入会申込書＋加入者名簿を、「学区代表幹事」へ提出する。
- ② 加入日は、以下スケジュール表のとおりです。
※ 以下加入日は、入会申込書等が「学区代表幹事」から「ブロック理事」へ持ち込まれた場合に適用されます。
⇒ 「単子会長」から「学区代表幹事」への入会申込書等の持込日が加入日ではありません。
- ③ 4/1～5/14までの提出分は4/1からの補償適用となります。

《入会スケジュール》

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
4/1付加入																															
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
4/1付加入															6/4付加入																
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
6/18付加入												7/2付加入																			
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
7/16付加入										7/30付加入													8/13加入								
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8/13付加入						8/27付加入																9/10付加入									
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
9/10付加入			9/24付加入																10/8付加入												
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
10/22付加入																11/5付加入															
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
11/19付加入												12/3付加入												12/17加入							
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
12/17付加入												1/7付加入												1/14付加入							
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1/14付加入							1/28付加入																2/11付加入分								
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
2/11付加入				3/4付加入																											
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2月末: 当年度の追加申込締切 / 3月中旬: 翌年度の継続加入申込開始 ⇒ 毎年1月の代表幹事会で案内予定																															